

皆さんの生活を支援します

～災害復興生活支援プロジェクト

災害復興生活支援プロジェクトでは、国や県の支援制度の申請受け付けや、市独自の生活再建支援制度などについて対応し、市民の皆さんを支援します。

今回は、国による被災者生活再建支援制度の申請受け付けについてお知らせします。なお、市独自の支援制度などについては、詳細が決まりしだい、お知らせします。

【問】災害復興生活支援プロジェクト(市役所第3庁舎2階) ☎351・3003

国による被災者生活再建支援制度などの申請受け付け

り災証明書の判定区分が全壊または大規模半壊、半壊の方で、国の被災者生活再建支援制度や義援金、見舞金などの支給対象となる方に、6月末までに、申請書などの書類を送付します。また、家屋被害認定の再調査などにより新たに全壊または大規模半壊、半壊の判定となった方には順次、書類を送付します。

対象の方は、下記のとおり、申請書類を提出してください。なお、窓口は混雑が予想されますので、郵送による申請にご協力ください。

また、千葉県による支援制度および浦安市独自の支援制度については、内容や手続き方法などが確定しだい、対象となる方に7月下旬までにあらためて書類を送付します。

申請方法

▶窓口申請

【時】下表のとおり
※時間はいずれも午前9時～午後4時
【所】市役所第3庁舎2階

▶郵送申請

申請書に同封の返信用封筒で、災害復興生活支援プロジェクトへ

〈申請受け付け日〉

お住まいの地区	6月	7月	8月
今川、日の出	23日(木)、26日(日)	1日(金)、7日(木)、13日(水)、19日(火)、25日(月)、31日(日)	5日(金)、11日(木)、17日(水)、23日(火)
入船、高洲	24日(金)、30日(木)	3日(日)、6日(水)、12日(火)、29日(金)	4日(木)、7日(日)、10日(水)、16日(火)、22日(月)
海楽、富岡	27日(月)	8日(金)、10日(日)、14日(木)、20日(水)、26日(火)	1日(月)、12日(金)、14日(日)、18日(木)、24日(水)、30日(火)
弁天、美浜	28日(火)	4日(月)、15日(金)、17日(日)、21日(木)、27日(水)	2日(火)、8日(月)、19日(金)、21日(日)、25日(木)、31日(水)
舞浜、東野	29日(水)	5日(火)、11日(月)、22日(金)、24日(日)、28日(木)	3日(水)、9日(火)、15日(月)、26日(金)、28日(日)、29日(月)

※9月以降の日程は、決定しだい、お知らせします。上表「申請受け付け日」の日時で都合のつかない方や、記載がない地域にお住まいの方は、随時おいでください

被災された方の医療費について

東日本大震災で被災された国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、次のとおり、被害の状況により、医療機関を受診した際の窓口負担が免除されます。社会保険などに加入している方は、加入している保険者へお問い合わせください。 【問】国民健康保険課

【免除期間】

3月11日～平成24年2月29日

※対象③(下記参照)は、24年2月29日までの間で主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで。対象⑥は指示があった日から。ただし、原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方は6月30日まで

【対象】

災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民で、次のいずれかに該当する方 ※詳しくは、お問い合わせください

- ①住家の全壊・大規模半壊・半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている

申請方法

対象①に該当する方で、国民健康保険加入者には「国民健康保険一部負担金等免除申請書」を郵送し、申請後、「一部負担金等の免除証明書」を交付します。後期高齢者医療保険加入者には「一部負担金等免除証明書」を郵送します。7月からは、これらの免除証明書を医療機関へ提示してください。6月30日までは、医療機関で申し出れば、免除となります。6月30日までに届かない場合は、お問い合わせください。

対象②～⑥の方は、申請が必要です。必要書類など、詳しくは、お問い合わせください。

一部負担金の還付について

すでに支払い済みの一部負担金は還付します。国民健康保険に加入している方は申請が必要です。後期高齢者医療保険に加入している方には県後期高齢者医療広域連合からご案内します。